



第8回 ユニバーサルサービスワーキンググループ 事業者ヒアリング資料

2024年5月27日

当社提案及びコスト試算の概要 (メタル縮退後) について

	①	②	③	④
	「光回線電話」 	「ワイヤレス固定電話 or 光回線電話」 & 「モバイル網固定電話(homeでんわ等)」 	「モバイル網固定電話 (homeでんわ等) or 光回線電話」 	「モバイル網固定電話 (homeでんわ等)」
	いずれの案も、固定電話は引き続き維持することが前提			
固定地点	OABJ番号 光回線電話	OABJ番号 ワイヤレス固定電話・光回線電話 ・モバイル網固定電話	OABJ番号 モバイル網固定電話・光回線電話	OABJ番号 モバイル網固定電話 ※ビル影等の電波不感地域は光回線電話
屋外 (居住エリア)	— (全ての居住エリアでの提供は不可)	OA0番号 屋外での緊急通報 モバイル	— (全ての居住エリアでの提供は不可)	OA0番号 屋外での緊急通報 モバイル
コスト試算 結果	▲770億円/年	▲320億円/年	▲30億円/年	▲60億円/年

- 当社提案では、電話のパターン①～④いずれにおいても固定電話のご利用が可能。
- メタル設備を用いた固定電話をご利用のお客様に対して、順次、代替サービスへの移行勧奨を実施していく。

現在

メタル設備を用いた
固定電話をご利用のユーザ



今後

パターン①～④のいずれの案でも固定電話はご利用可能

全てのパターンにおいて提供

光回線電話 (0ABJ)

パターン②の場合

ワイヤレス固定電話 (0ABJ)

パターン②・③・④の場合

モバイル網固定電話 (0ABJ)

(参考) 固定BBニーズあり

電話のパターンによらず、引き続き提供

ブロードバンド+ひかり電話 (0ABJ)

メタル縮退の実施プロセスについて

- 当社としては、メタル設備を用いた固定電話の利用の減少等を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないため、2035年度を目途に縮退する考え。
- 縮退にあたっては、加入電話をご利用中のお客様にご不便をおかけしないよう、短期間で急速な移行を行うのではなく、段階的に、移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施していく。
- 移行勧奨を早期に実施し、円滑かつ効率的にサービス移行を実施するためには、代替サービスの早期確定が必要。
- その際、コストミニマムなユニバーサルサービスを実現するうえでは、モバイル網固定電話も対象となるよう、品質基準等の緩和検討が必要。



メタル設備の縮退過程における赤字額について

構成員限り



- メタル設備の縮退過程（2025～2035年）では、メタル設備を用いた固定電話サービスと代替サービス（パターン①～④のいずれか）の併存が必要。
- 段階的に移転等の申込を契機とした移行勧奨～エリア単位での移行を実施していくことで、メタル縮退に至るまでのプロセスにおけるコスト（赤字額）を効率化していく。

		単年赤字額※				累計赤字額	
		2024 (移行前)	2030	2036 (メタル縮退後)	2045	2024～ 2035 (縮退過程)	2036～ 2045 (縮退後)
①	「光回線電話」						
②	「ワイヤレス固定電話 or 光回線電話」& 「モバイル網固定電話 (homeでんわ等)」						
③	「モバイル網固定電話 (homeでんわ等) or 「光回線電話」						
④	「モバイル網固定電話 (homeでんわ等)」						
参考	メタル縮退を行わなかった場合						

※対象となる役務は加入電話（基本料+通話料）。（第2回通信政策特別委員会 当社プレゼン資料「メタル設備による固定電話等の収支見込み」の収支から交付金・ISDN・公衆電話に関する収支を除いた金額）

メタル設備の縮退過程における赤字額の経年推移

構成員限り



(参考1) メタル設備の縮退過程の収支算定 <前提条件>

黒の網掛けは
構成員限りの情報



- 第6回ユニバWGでお示した当社の電話の試算パターン①～④について、代替サービスへの移行やエリア展開の進め方に一定の仮定をおいたうえで、以下の考え方にに基づき、メタル設備の縮退過程における収支を算出。

代替サービス への移行

- 固定電話のユーザ数については、現状の加入電話ユーザ数の減少トレンド（▲7%/年減少）等を考慮し、**2035年時点では500万ユーザ、2045年時点では230万ユーザ**と見込む（固定電話のユーザ数の経年推移については参考2参照）
- **代替サービスへの移行**は、2025年度から段階的に開始し、まずは、お客様の申込み・引越し、メタルケーブルの老朽化・故障の発生、道路工事等の支障となる設備を移転する場合等のお客様接点を契機とした対応をメインに移行を勧奨し、順次、面的・計画的な移行も実施していく。
()
- メタル縮退の過程においては、**代替サービスの費用とメタル設備の維持費用の双方**を見込む。

未提供エリアへの エリア展開

- **全てのパターンにおいて**、未提供エリアへのエリア展開については、**2027年度から段階的に開始し、2035年度に完了**

収入

- 加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話の収入単価については加入電話の事務用・住宅用の加重平均料金を見込む。(2035年時点：)円/月・回線)
- 収入単価に代替サービスへの移行を考慮した需要を乗じて算出

メタル設備の 維持費用

- 指定電気通信役務損益明細表の実績等を踏まえ、発生する費用について下記の項目別に予測
 - おもに**契約数に連動**する費用 () : **契約数の変化に加え、費用単価の変動実績**から予測 ※縮退に関する広報費等は見込んでいない
 - おもに**設備量に連動**する費用 () : **設備量の変化に加え、費用単価の変動実績**から予測 ※縮退に関するメタル撤去費は見込んでいない
 - **契約数・設備量の両方に連動**する費用 () : **契約数に応じた費用の変動実績**から予測
- * 予測にあたっては、直近の契約数・設備量の変動に応じた費用の変動率に基づき算出

代替サービス の維持費用

- 光回線電話のコスト単価については直近の単価 ()円/月・回線) に、固定電話の施設数減少に伴う線路敷設基盤等の固定費のコスト単価の増加 ()円) を見込んで単価を算出、ワイヤレス固定電話のコスト単価については)円/月・回線と見込む。(第7回ユニバWG (2024年5月17日開催) 参考資料7-1「日本電信電話株式会社提出資料 (コスト試算の補足資料) 」と同じ)
- ビル影等の電波不感地域へNTT東西が光回線電話を提供した場合の赤字額は2027年度から順次発生するとし、メタル縮退後には▲10億円/年を見込む。
- その他の算定方法は第7回ユニバWG (2024年5月17日開催) 参考資料7-1「日本電信電話株式会社提出資料 (コスト試算の補足資料) 」を参照

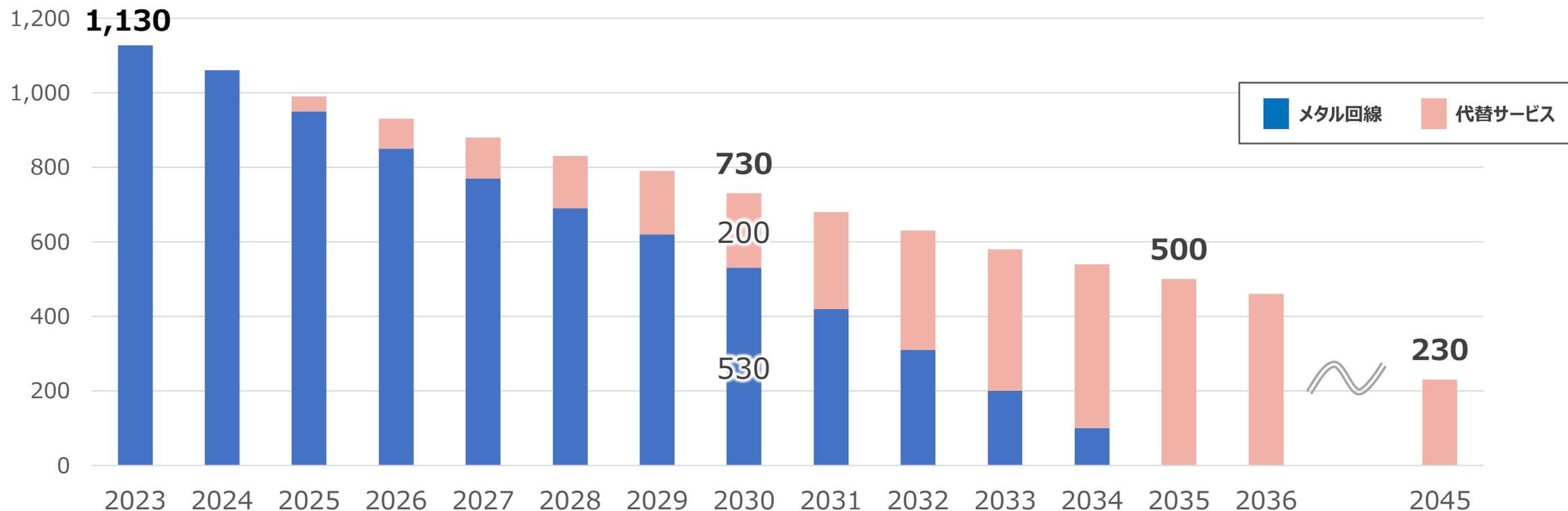
(参考2) 固定電話のユーザ数の経年推移

黒の網掛けは
構成員限りの情報



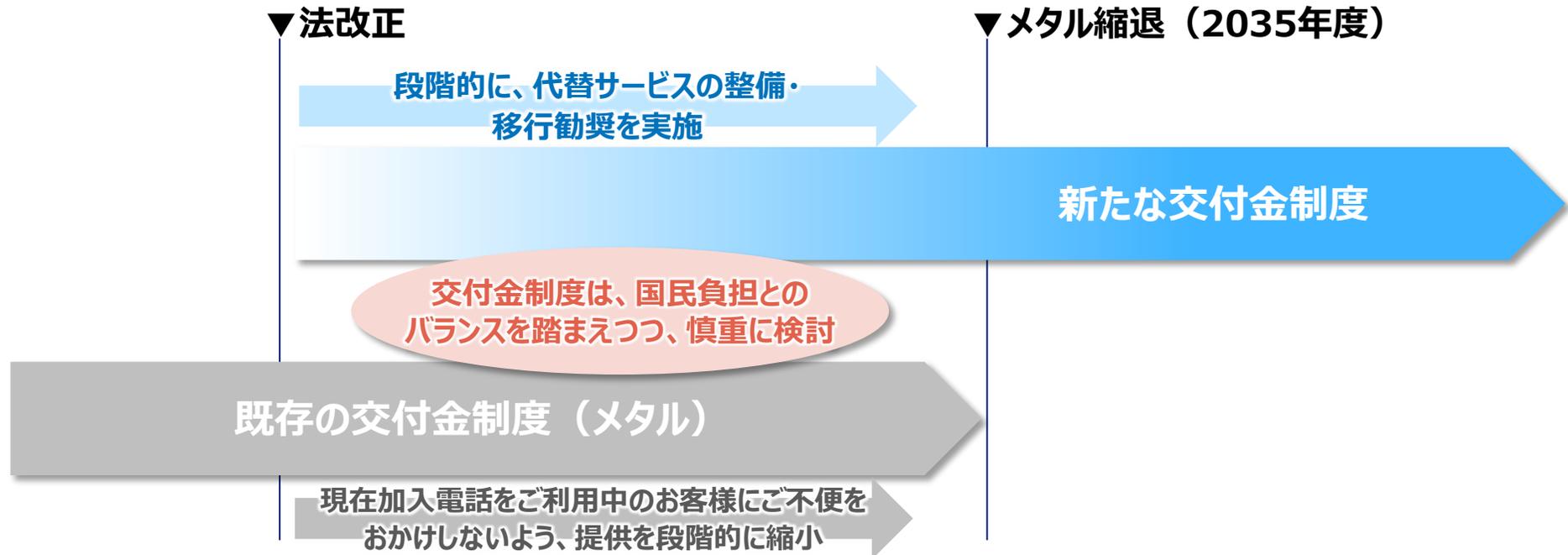
- 固定電話のユーザ数については、現状の加入電話ユーザ数の減少トレンド（▲7%/年減少）等を考慮し、2035年時点では500万ユーザ、2045年時点では230万ユーザと見込む
- 代替サービスへの移行**は、2025年度から段階的に開始し、まずは、お客様の申込み・引越し、メタルケーブルの老朽化・故障の発生、道路工事等の支障となる設備を移転する場合等のお客様接点を契機とした対応をメインに移行を勧奨し、順次、面的・計画的な移行も実施していく。
()

単位：万回線



- 当社としては、メタル縮退までの移行期（～2035年度）においては、引き続きメタルによる加入電話を提供していくことから、それまでの間はメタルを対象とした交付金制度を維持していただきたい。
- また、新たなユニバーサルサービス制度における交付金については、必要十分かつ過大でない交付金制度とすることが必要と考えるが、まずは、今後のユニバーサルサービスの在り方を議論したうえで、その結果を踏まえて検討していくことが必要。
- 交付金制度の議論にあたっては、国民負担とのバランスを踏まえつつ、慎重に検討していくことが必要。

<交付金制度のイメージ>



- ブロードバンドサービスについては、世帯カバー率100%の実現を前提とした交付金制度とすることが必要。
- また、利用者利便の確保及びコストミニマムな仕組みとする観点から、以下についても実現することが必要。
 - 光提供済エリアでは、現在、制度設計が進められているブロードバンドの交付金制度を最大限活用して、各地域で提供している事業者がサステナブルにサービスを継続していく。
 - 未光エリアにおいて、光を拡大する場合、当該エリアで最も効率的に光を提供可能な事業者（例：隣接エリアで光サービスを提供している事業者等）が提供主体となることでコストミニマムを実現。
- 最も適した事業者が提供できない、又は撤退せざるを得ないエリアでNTT東西が最終保障提供責務を担う場合は、当該事業者の設備のうち利用可能なものを借り受ける等、コストミニマムな方法を極力志向しつつ、なお生じる赤字については必要かつ十分な補填がなされることを前提としていただきたい。
- 現在検討中の制度では、「一般支援区域」や「支援区域外の区域」の中で未提供となっているエリアにおいて新規整備した場合、交付金で補填されない可能性があることから、当該エリアについても特別支援区域と同様に交付金の対象としていただきたい。

<交付金対象エリアのイメージ図>

